

暮らしや事業の安定に役立てて

市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活と地域経済の安定を図るため、新たな支援を行います。

市民の皆さまへ

県外移動の自粛解除により市内にも人出が増え、徐々に活気が戻ってきています。今後は、感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。そこで市では、皆さまの生活や事業の継続を支えるため、第2弾となる独自の支援策を実施します。市民の皆さまには、支援制度を有効に活用することで以前の生活を取り戻す一助としていただくとともに、地域経済の活性化にご協力をお願いいたします。

成田市長 小泉 一成

なりた地域応援プレミアム付商品券

地域経済の活性化のため、市内の店舗で利用できる「なりた地域応援プレミアム付商品券」を8月に発行します。購入には事前の申し込みが必要です。

販売価格(1冊当たり)＝1万円(1人5冊まで。応募者多数は抽選)

内容＝市内の全ての取扱店で利用できる共通券(1,000円券)10枚、小規模店専用券(500円券)6枚の計1万3,000円分。釣り銭は出ません

利用可能期間＝8月17日(月)～1月31日(日)

利用可能店舗＝店頭ステッカーを掲示している店舗。後日、市ホームページでお知らせします

対象＝市内在住・在勤・在学の人

申込方法＝7月22日(水)(当日消印有効)までに往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、電話番号、在勤・在学の方は勤務先または学校名、購入希望冊数を書いて商工課(〒286-8585 花崎町760)へ。後日、結果を通知します(1人1通まで。返信用の宛名も記載してください)

購入方法＝当選通知に記載された販売期間内に、指定販売場所で当選通知と引き換えで購入。運転免許証などの本人確認ができる物を持ってきてください

※くわしくは成田市新型コロナウイルス感染症対策専用ダイヤル(☎20-1535)へ。

高齢者支援商品券

日常生活を取り戻すきっかけとしてもらうため、外出や地域交流などを自粛していた高齢者に市内の店舗で利用できる5,000円分の商品券を交付します。

対象＝昭和31年4月1日以前に生まれ、令和2年8月1日時点で市に住民記録がある人

利用可能期限＝1月31日(日)

交付方法＝8月中に対象者に郵送(申請は不要)

※商品券は「なりた地域応援プレミアム付商品券」の利用可能店舗で利用できます。くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

介護サービス事業者等応援給付金・障がい福祉サービス事業者等応援給付金

市内の介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者に対し、給付金を支給します。対象となる事業者には申請書を送付しています。

対象＝令和2年6月1日時点で、市内において事業を営んでおり、引き続き事業を営んでいる事業者

給付額(1事業者当たり)＝10万円(市内に複数の事業所がある事業者は20万円)

申請方法＝申請書を郵送で、介護サービス事業者は高齢者福祉課(〒286-8585 花崎町760)、障がい福祉サービス事業者は障がい者福祉課へ

申請期限＝7月31日(金)

※くわしくは介護サービス事業者は高齢者福祉課(☎20-1537)、障がい福祉サービス事業者は障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

成田市農業者緊急支援給付金

農業収入が減少し、経営の安定に支障が生じている農業者に対し、給付金を支給します。

対象＝農林畜水産業を営む農業経営体のうち次の全ての条件を満たす事業主

- 令和2年4月7日時点で、市内在住で農業を営んでおり、引き続き農業を営んでいる
- 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2～5月のいずれか1カ月の農業収入が前年の同月と比較して30%以上減少している
- 成田市中小企業等緊急支援給付金を受給していない
- 市税を滞納していない(滞納している場合は令和2年2月1日時点で納付の約束が履行されていること)
- 反社会的勢力でない、または反社会的勢力と関係を有していない

給付額(1経営体当たり)＝30万円

申請方法＝市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0138_00035.html)にある申請

書と次の必要書類を郵送で農政課「成田市農業者緊急支援給付金」担当(〒286-8585 花崎町760)へ。申請書をダウンロードできない場合は郵送しますので農政課(☎20-1541)へ連絡してください。農政課(市役所4階)、下総・大栄支所、成田市農業センター(宝田)の窓口でも配布しています。なお、農政課の窓口でも申請できます。予約制となるので、事前に同課へ連絡してください

必要書類

- 対象月の売上台帳の写し
- 対象月の出荷伝票・明細書などの写し(出荷先が発行するもの)
- 対象月の農林畜水産物の販売額が確認できる通帳の写し
- 本人確認ができる物(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写し
- 通帳(口座番号と名義人が分かるページ)の写し

申請期限＝8月31日(月)

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

なりた新生児応援給付金

生活環境が制限されたことにより影響を受けた新生児の保護者を支援するため、給付金を支給します。対象者には申請書を送付します。

対象＝令和2年4月28日～5月31日に生まれ、5月31日時点で市に住民記録がある新生児の保護者

給付額(新生児1人当たり)＝10万円

申請方法＝申請書と必要書類を同封の返信用封筒で子育て支援課へ

申請期限＝9月30日(火)(当日消印有効)

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

なりたひとり親家庭応援給付金

子育てと仕事を一人で担い、負担が生じているひとり親世帯などを支援するため、給付金を支給します。対象と見込まれる世帯には申請書を送付します。

対象＝次のいずれかに当てはまるひとり親世帯など

- 基本給付
 - ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している
 - ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止となっている
 - ③18歳未満の子(令和2年度中に18歳になる子を含む)を持つひとり親で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受けている場合と同じ水準となっている
- 追加給付
基本給付の①②のうち、感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した

給付額

- 基本給付…第1子は5万円、第2子以降は1人当たり3万円
- 追加給付…1世帯5万円

申請方法

- ①申請は不要です。8月中に令和2年6月分の児童扶養手当

を支給している口座に振り込みます。ただし、追加給付を受ける場合には追加給付の申請書の子育て支援課(市役所2階)へ

- ②基本給付の申請書と必要書類、追加給付を受ける場合には追加給付の申請書を同課へ

- ③基本給付の申請書と必要書類を同課へ

申請期間＝8月3日(月)～12月1日(火)

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

国の支援策

ひとり親世帯 臨時特別給付金

対象・給付額・申請方法・申請期間は「なりたひとり親家庭応援給付金」と同じです。

併せて申請する場合は必要書類を省略できます。申請書は別途必要です。

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。